

支援会員 内規

第1条 当学会に支援会員を置くことができる。

(入会と退会)

第2条 支援会員は、当学会が用意する手続きによって入会と退会を行う。

(会費)

第3条 支援会員の会費は無料とする。

(支援会員の名簿の管理)

第4条 支援会員の名簿を管理し、その名簿に従って支援会員のメーリングリストを作成する。

2 入会・退会に従って、名簿とメーリングリストの更新を行う。

3 支援会員メーリングリストの使用権限者は理事会で承認された限られた者とする。

(支援会員への情報の発信)

第5条 支援会員にログインIDとパスワードを配布し、もっていない学会のホームページ上で発信するweb学会誌、シフトム、サロン、学術大会などの情報を伝える。

2 メーリングリストによって学会情報をメール発信する。

(支援会員の権限)

第6条 支援会員の権限は以下とする。

- ✓ サロン・学術大会などの活動案内の閲覧
- ✓ web学会誌表題及びアブストラクト、オピニオンのフル原稿の閲覧
- ✓ web学会誌への投稿（会員同時申込条件）
- ✓ web学会誌フル原稿の閲覧
- ✓ シフトム投稿・閲覧
- ✓ サロン発表資料の条件付き閲覧
- ✓ サロン参加登録
- ✓ 学術大会参加登録
- ✓ 学術大会発表登録（会員同時申込条件）
- 2 総会において議決権は有さない。